



## 箱根町記者発表資料

### 中小企業等受入環境対策支援交付金の創設について

#### 1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経営状況が悪化している中小企業・小規模事業者・個人事業主が行動制限緩和後に観光客の受入れ等が出来るよう、次のとおり町独自の中小企業等受入環境対策支援交付金を創設しました。

なお、予算は、9月22日に専決処分により成立しております。[補正額 180,000千円]

#### 2 内容

##### [交付対象者]

中小企業者・小規模事業者、個人事業主のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が対前年同月比又は対前々年同月比20%以上減少している店舗等を町内で営み、今後も当該事業を町内で継続する意向のある方

[交付金額] 影響を受けた町内の店舗等 1店につき20万円

[想定交付件数] 900件（1店舗1回限り）

[交付申請期間] 令和3年10月4日（月）から11月8日（月）

[受付場所] 郵送で受け付けます

[申請書類配布] 原則、箱根町ホームページからのダウンロード

##### [期待する交付金の使途]

- (1) 行動制限緩和対策のために行うもの(感染症対策や事業等の実施に必要な費用)
- (2) 新型コロナウイルス感染症から、観光客と町内観光事業者の安心安全を確保するためのもの（マスクや消毒液、消毒装置の購入費用など）
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による経営の危機的状況を乗り越えるために行うもの（宅配等新たな事業形態への取り組み、チラシ作成費用など）
- (4) 新型コロナウイルス感染症が収束した後を見据えて事業を継続するために実施するもの（従業員研修、メニューの多言語化、新商品開発費用など）
- (5) 家賃等、直ちに支払う必要のある確定債務に充てるもの（家賃、機器リース代、買掛金、借入金償還金など）

#### 町長コメント

近い将来行われる行動制限の緩和に向けて、町内事業所の事業継続を支援するため新たに中小企業等受入環境対策支援交付金を設けました。

先般町が行ったアンケート調査では支援金の給付を望む声が多くありました。国・県の施策に加え、町の支援策を利用することで事業所の皆さまが行動制限緩和後に速やかに事業を展開できることを期待しています。町では、この難局を乗り越え再び多くの方が訪れる町となるようスピード感を持ってしっかり事業者を支えていきます。

#### 照会先

箱根町企画観光部観光課産業施設係 担当 久保・金子

電話 0460-85-7410

E-mail kankou@town.hakone.kanagawa.jp